

□労災事故が発生してしまったとき

□何よりも優先して負傷した人の救護にあたる。

□負傷した人を病院へ連れて行って下さい。(状況に応じて救急車を呼ぶ。)

□病院の窓口で「**労災保険でお願いします**」と伝えて下さい。

保証金を請求される場合がありますが、後日書類を提出すれば返金されます。



□後ほど、組合本部の事務組合までご連絡下さい。その際に次のことが必ず必要になります。

1. 負傷をした人の氏名・住所・生年月日・電話番号
2. 事故が発生した日時と現場の場所・工事名など
3. 事故が発生したときの詳しい状況
4. 目撃した人(現認者)の氏名(負傷をした人が特別加入者の場合は、現認者の住所と連絡先も)

□病院提出書類(様式第5号)を書いてお渡しします。

□接骨医や柔道整腹師にかかった場合や現場近くの病院にかかるて次に自宅の近くの病院に転移する場合などは、それぞれ提出書類が異なります。

□仕事が出来ない期間は、休業補償が給付されます。休業期間が1ヶ月以上になるときは1ヶ月ごとに、短期間の時は働くようになってからまとめて請求して下さい。

※休業補償の請求書(様式第8号)には医者の証明が必要です。

※また休業補償給付の根拠になる直前3ヶ月間の賃金台帳が必要になります。

手続きの際は組合本部の事務組合までご連絡下さい。

□必要書類はすべて事務組合でお渡し致します。

業務上の負傷、現場(会社)の行き帰りの事故は、健康保険は使えません(特別加入の人は除く)

手続きは面倒ではありません。必ず労災保険を使いましょう！

□労災保険の申請手続き

■負傷した人が職人または従業員の場合

元請事業者の労災保険を使います。

建設工事を請負う際、元請事業者には、労災保険をかける義務があります(元請強制適用)。

※元請が使わせないと言っても、労働基準監督署を通じて使わせることが出来ます。

もし、大手ゼネコンや住宅企業の下請けで、自分が雇用している職人が現場で負傷したときは、住宅企業に労災適用の手続きを申し出てしましょう。

同様に、ご自身が施主から直接工事を請負った際は、その現場に入る職人に労災の適用を行う義務が出てきます。

よって元請がある事業主(親方)は必ず労災保険に入りましょう。



■負傷した人が元請・下請け事業者自身の場合

労災保険には事業主等(同居の親・子供などの親族、役員を含む)の特別加入制度(第1種特別加入)があります。これに加入していれば、基礎日額をもとに各種補償の給付を受けることが出来ます。

■負傷した人が一人親方の場合

一人親方(同居の親・子供などの親族を含む)の特別加入(第2種特別加入)をしていれば、基礎日額をもとに各種補償の給付を受けることが出来ます。

『労災かくしは』犯罪です。

～正しい保険で、安心治療。労働災害の受診は労災保険で!!～